

議案第 41 号

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、  
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例(平成30年橋本市条例第42号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(敷金) 第14条 略</p> <p>2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。 この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が地域優良賃貸住宅を立ち退くとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(敷金) 第14条 略</p> <p>2 前項に規定する敷金は、入居者が地域優良賃貸住宅を立ち退くとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。